

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国における増値税専用発票制度（インボイス制度）

令和5年10月1日以降、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。それと比較し、1993年12月13日以降、《中華人民共和国増値税暫定条例》の実施に伴い、中国における増値税発票制度が導入されました。そのうち、増値税専用発票の仕組みは日本のインボイス制度の仕組みが類似しているため、下記は中国における増値専用発票の概要、増値税専用発票の発行時点、納税義務発生時点などについて解説します。

1. 中国の増値税発票の概要

増値税発票というのは、税務局が増値税（日本の消費税に相当）を漏れなく徴収するために利用する証憑、すなわちインボイスです。中国における増値税発票は増値税普通発票と増値税専用発票の2種類があります。増値税普通発票は主に自営業や小規模納税人（年間課税売上高500万人民币未満）が発行するものであり、増値税専用発票は一般納税人（年間課税売上高500万人民币以上）が貨物を販売するまたは役務、サービスを提供するにあたって発行するものです。

一般納税人は、貨物を販売する又は課税役務と課税サービスを提供する場合、増値税専用発票を発行することができます。

ただし、以下の状況のいずれに該当する場合には、増値税専用発票を発行することができません。

- ① 消費者個人に貨物を販売する又は課税役務と課税サービスを提供する場合
- ② 免税規定を適用する貨物を販売する又は課税役務と課税サービスを提供する場合
- ③ 増値税管理徴収政策規定を適用する場合
- ④ その他

増値税専用発票の使用（領収、発行、返還、認証など）については、増値税不正事件を防止し、税収源をコントロールするために、一般納税人が増値税専用設備（ICカード、カード読取器、関連ソフトウェアなど）を利用し、税収源コントロールシステムを通じて増値税専用発票を使用しなければなりません。

増値税専用発票の様式及び用途は以下のとおりです。

| No. | 用途 | 増値税専用発票 |
|-----|-----|--------------|
| 第一聯 | 記帳用 | 売手側の記帳証憑 |
| 第二聯 | 控除用 | 買手側の仕入税額控除証憑 |
| 第三聯 | 発票用 | 買手側の記帳証憑 |

お見逃しなく！

中国における社会のデジタル化に伴い、発票様式の簡素化、税務局からの受け取りの早期化、管理の効率化などを実現するため、2021年1月21日以降、新規納税人が増値税専用発票の電子発行が認められる対象地域は中国全国まで拡大しました。一方、受領した電子増値税専用発票は、2020年12月21日以降、全国で有効として取り扱われてきました。

従来の発票専用印は電子増値税専用発票の電子署名に代わり、その法的効力、基本用途及び使用規定は紙媒体増値税専用発票と同様となります。

それに、紙媒体の赤字専用発票を発行するには、当初発行した専用発票を回収しなければなりません。電子版の赤字専用発票を発行するには、発票受領者が発行した専用発票を認証していなければ、発行者はこれを回収する必要があります。また、発票受領者が認証済みである場合、発票受領者はオンラインで相殺申請すれば解決できます。